

漁獲割当管理原簿(漁業法第20条関係)

〈くろまぐろ(大型魚)〉

管理番号	管理区分	管理年度	漁獲割当割合設定者又は年次漁獲割当量設定者の氏名又は名称	許可番号	漁船登録番号	船舶の名称	設定時又は直近の漁獲割当割合(%)	漁獲割当割合の有効期間	設定時又は直近の年次漁獲割当量(トン)	漁獲割当割合の移転、承継、取消し又は削減の状況	年次漁獲割当量の移転、承継、取消し又は控除の状況
1	くろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲割当てによる管理を行う区分)	令和4管理年度	株式会社福島漁業	まき第1098号	AM1-715	第六十三惣寶丸	7.863541	令和4年1月1日～令和4年12月31日	150.020	—	別表2
2	くろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲割当てによる管理を行う区分)	令和4管理年度	福島県漁業協同組合連合会	3水管第1924号	FS1-661	第一寿和丸	3.268649	令和4年1月1日～令和4年12月31日	58.474	—	別表2
3	くろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲割当てによる管理を行う区分)	令和4管理年度	福島県漁業協同組合連合会	3水管第1924号	FS1-710	北勝丸	1.935699	令和4年1月1日～令和4年12月31日	28.623	—	別表2
4	くろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲割当てによる管理を行う区分)	令和4管理年度	代表者 石巻漁業株式会社	まき第1158号	NG1-122	第二十一たいよう丸	10.444672	令和4年1月1日～令和4年12月31日	191.069	—	別表2
5	くろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲割当てによる管理を行う区分)	令和4管理年度	代表者 輪島漁業生産組合	まき第1668号	IK1-550	第十八輪島丸	10.715968	令和4年1月1日～令和4年12月31日	228.474	—	別表2
6	くろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲割当てによる管理を行う区分)	令和4管理年度	共和水産株式会社	まき第1458号	TT1-169	第二十八光洋丸	10.478103	令和4年1月1日～令和4年12月31日	344.299	—	別表2
7	くろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲割当てによる管理を行う区分)	令和4管理年度	共和水産株式会社	まき第1838号	TT1-163	第一光洋丸	10.420274	令和4年1月1日～令和4年12月31日	184.099	—	別表2
8	くろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲割当てによる管理を行う区分)	令和4管理年度	東海漁業株式会社	まき第1228号	TT1-158	第八光洋丸	10.420274	令和4年1月1日～令和4年12月31日	60.946	—	別表2
9	くろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲割当てによる管理を行う区分)	令和4管理年度	若葉漁業株式会社	まき第1138号	SN1-203	第一わかば丸	10.328796	令和4年1月1日～令和4年12月31日	207.965	—	別表2
10	くろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲割当てによる管理を行う区分)	令和4管理年度	日本遠洋旋網漁業協同組合	3水管第2989号	NS1-1157	第三十一源福丸	10.621785	令和4年1月1日～令和4年12月31日	145.508	—	別表2
11	くろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲割当てによる管理を行う区分)	令和4管理年度	日本遠洋旋網漁業協同組合	3水管第1366号	EH1-458	第八十八天王丸	5.910152	令和4年1月1日～令和4年12月31日	87.615	—	別表2
12	くろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲割当てによる管理を行う区分)	令和4管理年度	東洋漁業株式会社	まき第1298号	NS1-1143	第八源福丸	7.592082	令和4年1月1日～令和4年12月31日	175.504	—	別表2

計

99.999995

1862.596

＜くろまぐろ(大型魚)＞:第六十三惣寶丸(1)

[illegible]

＜くろまぐろ(大型魚)>:第一寿和丸(2)

設定、移転、承継、取消し又は控除の年月日	設定、移転、承継、取消し又は控除	年次漁獲割当量(移転、承継又は控除前)	年次漁獲割当量(移転、承継又は控除後)	移転、承継、取消し又は控除の原因
令和4年4月28日	設定	-	60.881トン	
令和4年5月31日	移転	60.881トン	55.207トン	第十八輪島丸(5)へ4.258トンの移転 第二十八光洋丸(6)へ1.073トンの移転 第八源福丸(12)へ0.243トンの移転
令和4年6月9日	移転	55.207トン	59.869トン	第八十八天王丸(11)からの移転
令和4年6月30日	移転	59.869トン	58.474トン	第一わかば丸(9)への移転

＜くろまぐろ(大型魚)＞:北勝丸(3)

[illegible]

＜くろまぐろ(大型魚)＞:第二十一たいよう丸(4)

[illegible]

＜くろまぐろ(大型魚)＞:第十八輪島丸(5)

[illegible]

＜くろまぐろ(大型魚)＞:第二十八光洋丸(6)

[illegible]

＜くろまぐろ(大型魚)＞:第一光洋丸(7)

[illegible]

＜くろまぐろ(大型魚)＞: 第八光洋丸(8)

[illegible]

＜くろまぐろ(大型魚)＞:第一わかば丸(9)

[illegible]

別表2: 年次漁獲割当量の移転、承継、取消し又は控除の状況（漁業法第22条、第23条及び第28条関係）

＜くろまぐろ(大型魚)＞: 第三十一 源福丸(10)

設定、移転、承継、取消し又は控除の年月日	設定、移転、承継、取消し又は控除	年次漁獲割当量(移転、承継又は控除前)	年次漁獲割当量(移転、承継又は控除後)	移転、承継、取消し又は控除の原因
令和4年4月28日	設定	-	197.841トン	
令和4年5月31日	移転	197.841トン	201.763トン	北勝丸(3)からの移転
令和4年6月14日	移転	201.763トン	151.763トン	第八源福丸(12)への移転
令和4年6月21日	移転	151.763トン	170.029トン	第八源福丸(12)からの移転
令和4年6月24日	移転	170.029トン	145.508トン	第十八輪島丸(5)への移転

＜くろまぐろ(大型魚)＞:第八十八天王丸(11)

[illegible]

＜くろまぐろ(大型魚)＞: 第八源福丸(12)

[illegible]